

平成30年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成30年8月10日、午後1時30分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第9回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

21番 浦塚 洋明 (代表)	22番 坂田 稔 (代表)	23番 金子 耕三 (代表)
----------------	---------------	----------------

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石橋 一良

係長 中村 敬一郎

事務吏員 松尾 康年

事務吏員 河辺 義弘

事務吏員 寺岡 滝治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大山 豊揚

(開会 13:30)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成30年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日、20番大山代表推進委員より欠席の届出の連絡があります。従いまして、ただ今の出席委員は農業委員19名、推進委員3名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に1番藤原委員、2番樋口委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾)1頁をお願いします。議案朗読をもって説明。2頁まで計12件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から12番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 なければ、報告第1号について、これを受理いたします。
次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾)3頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に担当課の説明を求めます。
- 担当課 (大山)詳細について説明。この計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当課の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (寺岡)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の7番原野委員、35番永露委員、36番小嶋委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡)審議番号2番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の8番森部委員、29番石松委員を指名いたします。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡)審議番号3番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (寺岡)審議番号4番について、あっせん委員の指名が必要となりますよろしくお願ひいたします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
- 全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、議案第2号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (松尾) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。11頁まで13件ございます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲渡人は、高齢のため規模縮小で譲受人との間で売買にて話がついての申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 母親から子への贈与での申請になっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番を許可といたします。次に、審議番号3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
(議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議 長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。
審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲渡人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

それでは、議長を後藤会長と交代します。

(議長交代：伊藤副会長 → 会長)

議長

(後藤会長)議長を交代しました。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番

(樋口委員)審議番号4番について説明します。譲渡人の離農により譲受人との間で売買にて話がまとまり申請となっております。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番

(武井委員)審議番号5番について説明します。空き家に付属した農地取得となっております。譲受人については、8月7日に会長、副会長、幹事と一緒に面接を行っております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。ここで、議事の進行上、暫時休憩とします。

(暫時休憩「空き家に付属した農地取得について説明」)

議長

休憩前に引続き、会議を再開いたします。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番

(原野委員)審議番号6番について説明します。申請については、離農により譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番

(櫻木委員)審議番号7番について説明します。譲渡し人の離農によるもので現地については、現在イチヨウが植わってますが譲受人が取得したのち伐採して農地に戻して利用するとの事で話がまとまり売買での申請です。問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議がないようですので、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号8番について説明します。所有者の高齢により譲受人との間で話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号9番について説明します。譲渡人は耕作不能により、また譲受人の家の隣接農地であるため話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号10番について説明します。譲渡人の労力不足により、また譲受人の家の隣接農地であるため話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号11番について説明します。譲渡人の財産整理により、また譲受人の自宅の隣接農地であるため話がまとまりましたので今回、売買での申請となっております。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号12番について説明します。申請については、規模縮小により譲受人との間で話がまとまり売買での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求め

ます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号13番について説明します。申請については、耕作不便により隣接農地所有者である譲受人との間で話がまとまり贈与での申請となっています。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。
次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (河辺) 議案書により説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 (河辺) 議案書により説明。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
それでは、議案第5号の審議に入ります前にビデオにて現地の説明を行います。
(ビデオ終了後)

次に、14頁、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。16頁まで6件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。ピーポート甘木駐車場がイベント時を中心に不足しているため、近隣に露天駐車場を整備するもので露天駐車場です。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号2番について説明します。転用の目的、集合住宅、アパート経営による家賃収入を得るため、集合住宅を建築するものです。生活排水については、公共下水道にて処理します。都市計画用途区域内、第3種農地、用途地域が定められている農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を伊藤副会長と交代します。
- (議長交代：会長 → 伊藤副会長)
- 議長 (伊藤副会長) 議長を交代しました。審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。転用の目的、自己用住宅、自宅が7/5豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建築するものです。生活排水については、合併浄化槽にて処理します。農用地区域外、第2種農地、その他の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。それでは、議長を後藤会長と交代します。
- (議長交代：伊藤副会長 → 会長)
- 議長 (会長) 議長を交代しました。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
- 10番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。従業員駐車場が不足しているため、隣接地を駐車場として整備するもので、雨水排水については問題ありません。農用地区域外、第1種農地、敷地拡張に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
- 14番 (櫻木委員) 申請目的は、露天駐車場、資材置場への転用。理由は、来客用及び従業員駐車

場が不足し、また事業所が手狭なため、隣接地を駐車場及び資材置場として整備するものです。農用地区域外、第1種農地、集落接続の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

16番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
(林委員) 審議番号6番について説明します。転用の目的、倉庫、露天駐車場、理由は、倉庫が平成29年7月5日の豪雨災害で被災したため、新たに倉庫を建築するもので、また、自宅から少し離れたところに駐車場を借りているが、不便なため自宅横に駐車場を整備するものです。農用地区域外、第3種農地、〇〇支所から300m以内の農地に該当します。別に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

事務局 議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。
(寺岡) 17頁をお願ひします。審議番号1番から審議番号7番までは、推進機構からの買い入れです。審議番号8番については、推進機構への売渡です。以上、1番から8番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、それでは、議案第6号、審議番号1番から審議番号8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、議案第6号、審議番号1番から審議番号8番まで、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:02)